

金融庁および国土交通省からの要請を受けての対応について

一般社団法人 日本損害保険協会（以下「損保協会」という。）では、一連の不適切事案を踏まえ、お客さま本位の業務運営の徹底に向けて、代理店業務品質評価制度（以下「評価制度」という。）の本格運用を本年 4 月 1 日から開始しており、会員各社においては、業務品質向上に向けた損害保険代理店との対話等の取組みを進めております。

この度、金融庁および国土交通省から、損保協会宛に「損害保険業界の信頼回復に向けた取組の適切な運用について（要請）」およびその「（別紙）」が発出されました。

（金融庁リリース）<https://www.fsa.go.jp/news/r8/hoken/20261013/20261013.html>

（国交省リリース）https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000779.html

損保協会では、「代理店業務品質向上の基本的な考え方」（本年 7 月 31 日付公表）に対し、全ての会員会社が賛同することの確認や、評価制度の理解・浸透を目的とした保険会社社員向けの動画ツールの作成・展開などの取組みを行っています。この度の金融庁および国土交通省からの要請を真摯に受け止め、代理店の業務品質向上に向けた取組みが適切に推進されるよう本要請につき会員会社へ周知を行うとともに、実態把握等の対応を進めてまいります。

【ご参考】

- 代理店業務品質評価を行う業界共通の枠組み（損保協会ホームページ）

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/quality/index.html>

- お客さま・社会からの信頼回復に関する損保協会の取組み（損保協会ホームページ）

<https://www.sonpo.or.jp/news/shinrai/index.html>